

《 禁煙外来費用 補助のご案内 》

このご案内は、健康保険適用となる『禁煙外来』についてです。

当健保は、健康保険が適用となる “被保険者” の『 禁煙外来 』の費用を補助します。

【申込期間】 通年開催

【申込方法】 『禁煙外来 申込書』、『禁煙宣言書』を 下記へ提出。

【申 込 先】 石塚硝子健康保険組合

【対 象 者】 ①石塚健保被保険者で禁煙を希望し、禁煙外来が健康保険適用となる方。

(別紙スクリーニングテストを実施して、ニコチン依存症と診断された者)

・禁煙外来開始時以前1年以内に、禁煙外来を受診開始した者でない。

・健康保険が適用される、「禁煙治療を受けるための要件」4点を満たしている。

※H28年度から35歳以下の方の条件が緩和されています。

②禁煙外来実施病院(健康保険で受けられるものに限る)を自ら探し、
最後まで受診できる方。(自力で探せない場合は健保にご相談下さい。)

【費 用】 禁煙外来分の窓口負担(3割分) 最大2万円分を健保が補助します。

※2下記に該当する場合は、健保までお知らせください。

a.初回通院ができていない。

b.治療完了時に禁煙できていない。

【請求方法】 禁煙治療を受診した都度、領収書を添付してご請求下さい。

※ 1申請書に領収書と診療明細書のコピーを添付して提出。

毎月15日締め、28日支払(暦により多少前後します)

※注意 初回通院分の補助申請書は、初回通院後1か月以内に健保必着

【禁煙外来とは】 添付資料をご参照ください。

*治療全体の流れ、禁煙の効果とメリット、お医者さんと禁煙しよう～禁煙治療についてe.t.c.

健康保険適用条件があります。(添付の資料・申込書にも記載)

※H28年度から35歳以下の方の条件が緩和されています。

以 上